

第8回大分市自治基本条例検討委員会

平成21年9月3日(木) 14時から
大分市役所 第二庁舎6階 大研修室

次 第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 自治基本条例について(グループ討議)

(2) その他

第7回大分市自治基本条例検討委員会 意見要旨

1. グループ討議

第1グループ

- ・今後の議事の進め方として、誰が何のためにどういう役割で関わっていくかという部分を明確にし、カテゴリーに分けて協議し、その一つ一つを深めて最終的には一本化するのが良い。
- ・自治基本条例の目的として、市民と行政のタイアップがスムーズになることが必要である。そのため、市民の定義やそれぞれの役割を明確にするとともに、現在進められている情報公開や情報提供の問題点を含めた協議が必要である。
- ・市民への意見聴取については、検討委員会で方向性を決めて素案をつくった上で、公聴会を開くなどして意見を聴けば良い。
- ・議論の柱立てを行うプロジェクトチームや作業部会を編成し、カテゴリーの整理をするなかで中身の議論に入るのが良いのではないかと。

第2グループ

- ・自治基本条例がどうあるべきか、どういうものをつくっていくのかという理念的・手続き的の両面からの前提に立って原案をつくっていく。
- ・この条例は理念的な課題を持ちつつも実体的には手続き的にならざるを得ないのではないかと。
- ・市民・行政・議会が一体感を持つために、どういう内容を条例の中に規定すべきかということをそろそろ検討する時期にきているのではないかと。
- ・情報を共有する仕組みとして情報公開が重要になってくる。
- ・自治基本条例は、市民行政お互いの約束事であるので、市民にどう浸透させていくか、理解していただくかということが大変な作業になる。
- ・本市独自の主体性を持った条例という意味でも、他都市に謳われていない教育について盛り込むことも必要ではないかと。
- ・市民アンケートについては、具体性がない段階でのアンケート集約は難しい。
- ・検討委員会で原案をつくって、しかるべき時期にパブリックコメントにて素案を市民に提示し意見をいただくことで良い。
- ・条例施行後に見直しができるような体制（見直し委員会等）をつくって、市民参加での見直しの機会を補完する必要がある。
- ・市民の定義について、どの範囲を指すのか他都市の状況を事務局に調査していただきたい。

第8回大分市自治基本条例検討委員会（2009/09/03）

第3グループ

- ・ 検討の進め方として、条例は必要であるという方向性のもと、制定に向けて具体的に大枠の柱を決めて議論をする必要がある。
- ・ 条例に盛り込む大枠の項目として、「市民の幸せ」「安心・安全」「男女共同参画」「子育て・教育」「住民投票」などが考えられる。
- ・ 自治基本条例は理念法であろうという考え方のもと、「大分市のアイデンティティ」「理想として掲げるもの」「そのための努力」ということを実現するために謳いこんでいく必要がある。
- ・ 具体的な議論に入る段階として、委員の数人の代表者やワークショップなどで条文のたたき台を作成し、そのたたき台をもとに議論していくこともひとつの手法ではないか。
- ・ 条例ができるまでのプロセスが大事であることと、小学生でも読める分かりやすい文章でつくることが望ましい。
- ・ 市民に意見を求めるに当たっては、検討委員会で素案をつくり市民に意見を求めることで良い。

第4グループ

- ・ 前文の中でどういう趣旨を盛り込むかが重要である。
- ・ 地域コミュニティの再生という考え方が必要である。
- ・ 検討委員会でたたき台をつくって、市民へのアンケートや若い人の意見を聴くことが必要ではないか。
- ・ 市民の定義を議論する必要がある。
- ・ グループごとに大きなテーマを絞って議論することが大事である。
- ・ 他都市の状況や苦労話を委員が聞いてはどうか。
- ・ 最終的にパブリックコメントをするまでの間に、市民が意見を言える窓口をつくっておく必要があるのでは？
- ・ 議論を深めるためのイベントや国体ボランティアの育成、環境への取り組みの議論、情報開示や提供のあり方について議論をしてはどうか。

2. まとめ

- ・ 今後パブリックコメント等に行っていくが、その前段でできるだけ市民に意見をいただく機会を設ける。現状では、ホームページ等での検討委員会の検討状況のお知らせを行っているが、そのなかで様々な角度から意見がいただけるような工夫をする。
- ・ 市民の定義について他都市の状況を事務局にて調査する。
- ・ 今会議で出た各グループの意見を、骨格という形でまとめる。
- ・ 自治基本条例の項目に触れる意見については、ジャンルごとにまとめる。

自治基本条例の基本的な考え方について

1. 全体に係る事項

(1)自治基本条例の性格について

他都市において、自治基本条例が条例のバイブル的な位置に置かれているのは、まちづくりのルールとして条例が機能しているからと思われる。(2班)

市とはこういうものだという大枠の枠組みを決めることが大事である。

(3班)

基本条例にすべてを盛り込む必要はなく、形式に捉われず本当に必要な柱だけを盛り込むことで良いのではないかと。(4班)

この条例により大分市全体のまちづくりの何がかわるのか、それは大分市の自治が1歩でも2歩でも進んでいくということを目指すものではないかと。(1班)

条例をつくることによって、大分市にどのようなプラスの発展があるかを考える必要がある。(1班)

市民に本当に浸透させるためには、条例という約束事でまちづくりの活動をしていこうということが、条文に盛り込まれることが大切であり、そのことにより身になるものである。

(2班)

従来のように何でも市にやってもらうということではなく、市民も一緒にやるという意識を自覚めさせるものを条例に盛り込む必要がある。(4班)

地域には何百年と続いてきた生活の中で、その地域の基本条例みたいなものがあると思う。お互いが暗黙で認識している、そういったものが市民の考えとして出てくる必要がある。

(2班)

(2)自治基本条例の機能について

総合計画が大分市がどういう方向に進むべきかを定めるものに対して、自治基本条例はそれを実行するために、行政・市民・議会がどういう関係にあるべきかを定めるもので、二つで一つのものとする。(2班)

情報提供というのは、市民の請求があって初めて公開というのではなく、行政のほうで積極的に市民・事業者に向かって提供していくという考え方が基本である。(1・2班)

環境問題などの政策論は、自治基本条例の中に盛り込むのは非常に難しいのではないかと。(1班)

市の職員のあり方などを基本条例の中に盛り込み、そのことを受けて市の組織が変わるということになれば、それが大分市の特色を産み出すということになるのではないかと。(2班)

2. 理念(こうあるべきという考え方)と手続きとの関連について

(1)理念条例としてのアプローチ

理念という部分で前文に重要性が出てくる。

(1班)

自治基本条例が基本的に住民のものであるという感覚が一番大事である。

(2班)

住民が主体であることから、住民の権利・責任を持ってまちづくりをするという理念をきっちり入れたほうが良い。(2班)

市民の最大多数の最大幸福にどう結び付けていくのかというのが、この自治基本条例の最終的な目標といえる。(3班)

概念(理念)的な条例でよいのではないかと、細部はそれぞれの個別条例に運用を任せて。

(3班)

理念とは大分市民の「アイデンティティ」「理想として掲げるもの」「目標を掲げてする努力」この三つを総合したものである。(3班)

(2)手続き条例としてのアプローチ

明らかに理念を踏まえて、実態的な規定をつくっていくという手続き条例と認識している。

(2班)

理念から入っていくと、恐らく委員の理念はそれぞれあるので、ひとつの文章上にまとめるのは難しいのではないかと。(2班)

自治基本条例とは理念法といいながらも、理念を背景にしながらもやはり手続きの方向で進めるべきではないかと。(2班)

3. 既存の条例等との関連

自治基本条例がどこまでを補完するのかを含め、他の条例と同じレベルではまずいのではないかと。(1班)

情報公開や個人情報保護、市民協働指針など既に制度として動いている部分があるが、そういったものを明確に規定する部分が必要ではないかと。(1・2班)

議会については、議会基本条例が制定されているので、基本ベースとなるものが自治基本条例に触れられれば良いのではないかと。(1班)

情報公開においては、公開に至るまでの途中段階にどれだけ市民が参加できるかという問題と、途中経過の部分を行政がどこまで市民や事業者にお知らせすべきかという問題がある。

(1班)

住民投票条項は本来の自治基本条例のなかには必要なものである。

(3班)

情報公開のあり方の条文をどういうふうにするか、十分に議論する必要がある。

(2班)

4. 「市民」の捉え方について

市民の役割・責務、行政・議会の役割をどのように規定するかが大きなポイントとなる。(1・2班)

市民の定義について、自治会単位で動いていく上で企業の手助けが必要となる場合があるので、企業も市民に含めるべきではないかと。(1班)

住民投票のときの市民は自治基本条例で言う市民とは違うのではないかと。(2班)

市民の定義は、住民票を持っている人、市内で働く人、学ぶ人とする、その先に外国人はどうするかという問題がある。定義した場合しない場合の問題点を整理する必要がある。

(2・3班)

他都市の市民の定義というのは一定ではないような感じがする。事務局に調べてもらいたい。

(2班)

法律を勘案しながら市民を定義すると恐らく何種類かの市民が出てくる。法律の区別では種類が分かれるが、取り違えると差別になるので慎重な議論が必要である。(2班)

5. 条例のわかりやすさについて

分かりやすい簡単な言葉の条文であることが望ましい。小中学生が理解できるような。

(1・2・3班)

基本条例をどうやって浸透させていくか検討が必要。小学生から中学生に分かるような広報活動が必要ではないかと。(2班)

シンポジウムを行う際には、(動員のかかった)スーツ姿の人ばかりではないように、本当に市民が見に来てくれるようなスタイルにしたい。(3班)

分かりやすい条例という意味では、子供用や点字用、漫画版など工夫が必要。

(3班)

6. 条例の見直し等について

条例を継続的に点検(見直し)する委員会のようなものがあれば、問題点の指摘がなされて進化できる。(1・2班)

この条例がどこかおかしく、市民の声を聞いていないのではないかとということがあったら、施行後以降も見直し委員会などをつくって議論したら良い。(2・3班)

条例でがんじがらめにするのではなく、とり方によって各地域で色々な特色を生かした地域づくりができるようにする。(2班)

今後の議論の進め方について

1. 情報の収集について

(1) 広く意見を集約することについて

ごく一部の委員や職員でつくったと批判されることのないように、条例をつくる過程において多くの市民の意見を取り入れる機会(窓口)を設ける必要がある。(4班)

自治基本条例は、大分市の将来像を描くという意味合いもあると思うので、委員構成に若い人を入れたほうが良いのではないかと。(4班)

最近条例を制定した都市の苦労話を聞いてはどうか。

(4班)

若い人の意見を集める方法として、作文を募集してはどうか。

(4班)

公民館などの施設にアンケートを置いておくのと良い。

(4班)

多くの職員から様々な意見を聴いて参考にすべき。また、市長にも議論の輪に入って意見をいただきたい。(4班)

(2) 現状の委員会での意見集約について

今の段階で市民に意見を聞いても市民も想像がつかないと思うので、まずはこの検討委員会である程度の段階まで話を進め、骨組みや意見を聞くための準備ができた時点でアンケートをするなりイベントを行えば良い。(1・2・3・4班)

検討委員会で素案をつくって、パブリックコメントや公聴会的なものをする必要がある。

(1・3・4班)

アンケートをとっていいが、とりまとめが非常に難しく、どういう視点でアンケートをしたら良いのか。現時点ではアンケートの作り方が難しい。(2・3班)

各界の代表として出ている委員の皆さんが、それぞれいわゆる地元(会社等)で話を聞けば良いのでは。(3・4班)

今アンケートをとって意見を求めるよりも、今こういう検討をしているということを知ってもらって、認識が高まってくればパブリックコメントの際にも関心を持って見てくれるのではないかと。(3班)

2. 議論の進め方について

(1) 議論の手法について

環境・少子高齢化・教育・福祉・男女共同参画など、いくつかの項目(カテゴリー)に分けて具体的な議論をする必要がある。(1・3班)

柱を絞ったほうが深い議論ができる。

(1・3班)

事務局又は委員の代表者でどういうカテゴリーが想定されるのか整理をし、そのカテゴリーごとに小グループ(作業部会)で議論をする。(1・3班)

少人数で同じテーマについて話し合い、それを全体会に持ち寄って議論を深める方法が良い。

(4班)

委員がワークショップ形式で必要項目を紙に書いて貼っていくような作業をしていけば議論の成果品が出来上がっていくのではないかと。(3班)

(2) たたき台(実例)を使った議論について

市民や各業界の意見を聴くにあたって、何かたたき台がないとなかなか議論が起きない。

(4班)

全国の取組を参考に章立てし、議論をするのが良いのではないかと。

(1・3班)

具体的に条文という形を見ながらの意見交換をするなかで、この条文で理念が実現されるかという部分の議論がなされれば前に進むのではないかと。(3班)

3. 議論していく事項について

前文について何を盛り込むべきかという議論からはじめるのも良いのではないかと。

(4班)

まちづくりの基本原則や市民の果たす役割、行政が果たす役割など、何を盛り込んでいくか、どういう方向に進んでいくのかという議論をすべき。(1・4班)

市民、行政の立場から、現状でどのような問題があるかを認識し、これをクリアするためにはどのようなシステムをつくれれば良いかという発想が大事である。(1班)

自治基本条例に対するイメージがまだまだ委員個々で違っていると思うのでその整理が必要である。(1班)

自治基本条例は「何のために作るのか」どうせつくるのなら「何を盛り込むのか」「つくる過程をどうするのか」の3項目を検討する必要がある。(3班)

実体的な規定をどうするのか、まちづくりのルールとしてどういったものを盛り込まなければならないのかなど、項目を早く議論したほうが良いのではないかと。(2班)

教育は大事であるので、大分市独自の教育という仕組みが盛り込めるものかどうか、自治基本条例の検討過程で議論したい。(2班)

次回は自治基本条例に入れるものを検討するという方向が良いのでは。

(3班)

崩壊寸前となっている地域コミュニティの再生が重要な課題である。

(4班)

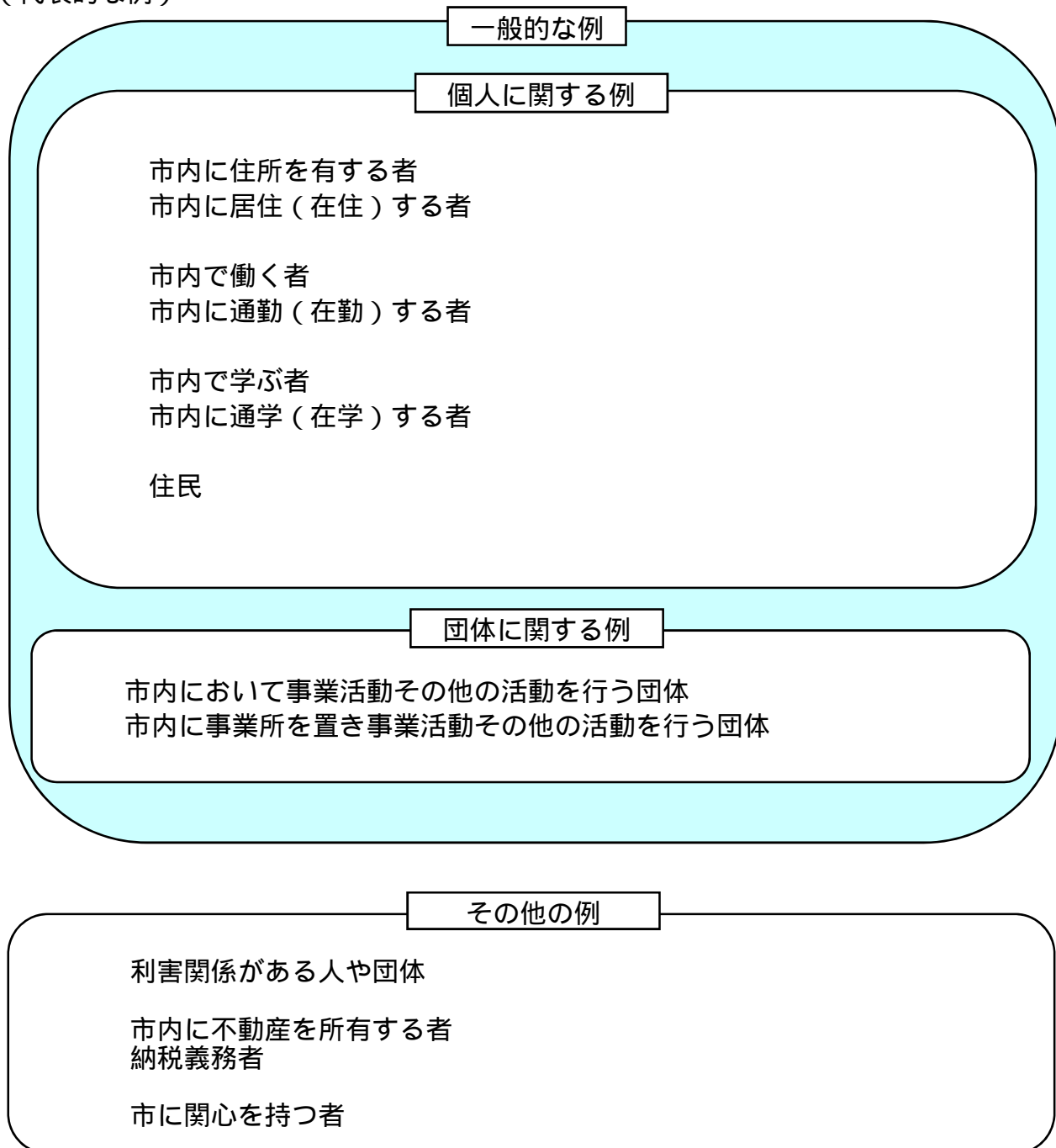
最終的にはこの年月までにというタイムスケジュールを共通の認識として持って取り組む必要がある。(1班)

先進都市における「自治基本条例（まちづくり基本条例）」に規定する「市民」の定義 まとめ

市民の定義については、個人・団体の両方を定義しているケースが多く、一般的には、市内に「住所を有する（居住・在住）」、「働く（通勤・在勤）」、「学ぶ（通学・在学）」者（個人）と市内において「事業活動を行う」法人（団体）を謳っている。

また、市内に「不動産を所有する者」「納税義務者」や「利害関係がある人・団体」、さらには「市に関心を持つ者」も市民として定義している都市もあった。

（代表的な例）



住民投票に関する市民の定義は 「別途住民投票条例で定める」とする都市が多い

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
政令指定都市	札幌市	札幌市自治基本条例	平成19年4月1日	市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	
	川崎市	川崎市自治基本条例	平成17年4月1日	本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。	「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動など、さまざまな活動を行っている個人や団体をいいます。このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、本格的な少子高齢社会の到来、地球環境への配慮、また行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「住民」だけではなく、川崎という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。
	新潟市	新潟市自治基本条例	平成20年2月22日	ア 市内に住所を有する者 イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体	
	静岡市	静岡市自治基本条例	平成17年4月1日	市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。	
	北九州市	(仮称)北九州市自治基本条例	検討中 平成22年4月1日予定	市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者、市内に不動産を所有する者並びに市内で事業活動その他活動を行う者及び団体をいう。	この条例では、市民をできる限り広く捉えることとしました。市民自治は、市内に居住する人々はもちろんのこと、さまざまな形で北九州市に関わる人々が一緒に力を合わせて実践してこそ実現するものと考えます。市外からの通勤、通学者、市内で事業活動を行う企業等のほか、特に、市内に不動産を所有する者も市民と位置づけています。土地や建物の管理が十分になされているかどうかは、まちの景観や防災・防火といった安全面において重要な問題だからです。なお、項目によっては、「市民」が、法律でいう自然人(個人)に限られ、法人(自然人以外で法律上の権利義務の主体となるもの)は含まれない場合があります。
中核市	函館市	(仮称)函館市自治基本条例	検討中	市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。	
	宇都宮市	宇都宮市自治基本条例	平成21年4月1日	市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。	「市内に住む人」には、在住外国人が含まれます。
	岐阜市	岐阜市住民自治基本条例	平成19年4月1日	市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。	
	豊田市	豊田市まちづくり基本条例	平成17年10月1日	市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。	
	高松市	(仮称)高松市自治基本条例	検討中	高松市に居住する者 高松市に通勤・通学する者 高松市で事業を営み、または活動する団体 高松市に関心を持つ者	「市民」では、市内に住む人はもちろんのこと、他市町から市内に通勤または通学している人も、自治を担う責務と権利を有するという観点から、「市民」と定義します。また、個人のみならず法人その他の団体も自治を担う責務と権利を有するという観点から「市民」と定義します。さらに、高松市に関心を持つ人についても、多様な主体とのかかわりを持つという観点から「市民」と定義します。
	熊本市	(仮称)熊本市自治基本条例	検討中	(1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)	第1号の「住民」は、本市の区域内に居住地その他生活の本拠を有している個人としています。第2号の「市民」は、第1号の「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに、市内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。これは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、本市に係る幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。
40万人以上市	川口市	川口市自治基本条例	平成21年4月1日	市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動する者(法人を除く。)をいう。	この条例では、市外から市内に在勤、在学する方及び活動している個人(自然人)も、本市のまちづくりに力を発揮していただくことが必要との考えから、こうした方々も「市民」に含めています。なお、法人を除くこととしたのは、法人は、個人(自然人)の集合体と考えられるからです。したがって、この条例では、NPO法人や事業者もこうした市民の集合体として位置付けています。

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
30～40万人市	越谷市	越谷市自治基本条例	平成21年9月1日	市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。	
	藤沢市	(仮称)藤沢市自治基本条例	検討中	市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、事業を営む者、活動するものをいいます。	市民は藤沢市に居住する者、市で活動する者等、市を構成するものをいいます。 居住する者：藤沢市に生活の本拠を置く者をいい、住所の有無に制約されません。 事業を営む者：市内で営利、非営利、公益の是非に係らず事業を営む個人または法人をいいます。 活動するもの：地域活動、文化・福祉活動等市内で活動する個人、法人、各種団体を言います。
	四日市市	四日市市市民自治基本条例	平成17年9月1日	(1) 市民 本市の区域内に居住する者をいいます。 (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。 (3) 事業者 本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。	
	豊中市	豊中市自治基本条例	平成19年4月1日	「市民の定義」規定なし	「市民」には、市内に住所を有する者(外国人を含む。)はもとより、市内の事業所に勤務する者や、市内の学校に通学する者など、豊中市に関わりのある者を広く含みます。そうした「市民」によって組織された団体も同様です。 豊中市自治基本条例は、さまざまな個性を持った人々が、年齢や性別、国籍の違いなどを越えてじっくりと話し合い、持てる力を出し合って自治を担っていくことを目指していることから、自治の主体と位置づけている「市民」の範囲もできるだけ広く解釈することが条例の趣旨に沿うものであると考えます。
	吹田市	吹田市自治基本条例	平成19年1月1日	市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。	「市民」は、地方自治法の定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人や法人を含みます。)のほか、市外から市内の事業所に通勤する人、市外から市内の学校に通学する人、主たる事業所の所在地を市内に置き事業活動、NPO活動やボランティア活動、自治会活動など様々な活動を行っている個人や団体をいいます。 一般的に、市民イコール住民と捉えられていますが、この条例では、市政をいっしょに進めていく人を市民として広く捉えているため、住民のほか通勤・通学者、市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体(事業者)を市民として定義するものです。事業者は、その事業を行う中で、地域と深く密着した活動を行うことも多く、今後、事業者も参画して地域の自治を進めていくことがますます重要であると考え、市民として定義するものです。
20～30万人市	八戸市	八戸市協働のまちづくり基本条例	平成17年4月1日	(1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。 (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。	「市民」とは、地方自治法第10条で規定する市内に住所のある人のほか、実態として八戸市に住んでいるすべての人を指し、国籍 人種等による区別はないものとします。また、住居があるばかりではなく、市内に通勤 通学するなど、八戸市のまちづくりに関わりを持つ人々すべてを含みます。 「事業者」とは、市内に事業所等を持ち、事業活動を行う民間の企業 商店、社会福祉法人等をいいます。これら民間の企業 商店、各種法人等は市民生活や地域社会と密接な関わりを持ち、組織として、まちづくりに参加 協力する立場にあると考えられます。事業者も法人という範疇で市民に含める考え方もありますが、この条例では、法人格の有無に関わらず組織としての存在の役割に着目します。
	太田市	太田市まちづくり基本条例	平成18年4月1日	「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいいます。	
	熊谷市	熊谷市自治基本条例	平成19年10月1日	(1) 市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。 (2) 事業者 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。	
	草加市	草加市みんなでまちづくり自治基本条例	平成16年10月1日	草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。	
	平塚市	平塚市自治基本条例	平成18年10月1日	市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。	市内に住んでいる人をはじめ、市内で働く人や通学している人、さらに、市内で事業を営んでいる事業者や地域の自治組織である自治会・町内会、社会的課題の解決に取り組む市民活動団体などを市民としています。また、市内に土地などを有し、平塚市に納税義務がある者も市民としています。
	茅ヶ崎市	(仮称)茅ヶ崎市自治基本条例	検討中 平成22年4月予定	市内在住者、在勤者、在学者、納税義務者又は市内で事業活動などを行うものをいいます。	

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
20～30万人市	大和市	大和市自治基本条例	平成17年4月1日	市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。	自治に関する様々な活動には、市内の企業や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています(外国籍の市民も含まれます)。また、「者」は個人を指し、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいます。
	上越市	上越市自治基本条例	平成20年4月1日	市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人	本号は、本条例における「市民」を定義したものである。本条例では、自治を担う権利と責務を有するという観点から、市内に住む人(住民)を始め、他市町村から市内に通勤や通学をしている人、自然人のみならず法人その他の団体も「市民」と定義している。 地方自治法第10条で規定する「住民」とは、市町村の区域内に住居を有する自然人と法人をいうが、「市民」を狭くとらえ、多様な「市民」のかかわりを絶ってしまうことは、本条例の趣旨に合わないと考えられるため、本条例では、他市町村から市内に通勤や通学をしている人や法人格を持たない団体なども「市民」ととらえ、地方自治法で規定する「住民」よりも広い意味で定義付けを行っている。 本条例やその他の条例等において、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、それらの内容に照らしてそれぞれの条例等で定めるなどにより、明確化を図ることとする。 本号の「ア」は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、実態として本市の区域内に生活の本拠を有する個人を意味する。 本号の「イ」は、本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人事業者(本市に居住しているかどうかは問わない。)、法人、町内会、NPOや市民活動、文化や体育等の各種団体を意味する。 本号の「ウ」は、本市の区域内に所在する事務所や事業所で継続的に勤務する個人をいう。 本号の「エ」は、本市の区域内に所在する幼稚園・小学校・中学校・高校・大学等に在学する個人を意味する。 本条例における「市民」は、ア～エに掲げたものだけでそのすべてを規定することが困難であることから、本号では明らかに市民と認められる条件を例示するとともに、「これに準ずると認められるもの」という規定を置き、市外から市内の保育園や授産施設等に通所する個人や、生活の本拠は他市に置すが、勤務や通学上の都合等により、長期にわたって本市に滞在し、地域とのかかわりを持ちながら生活する個人など、ア～エに例示するものに当てはまらない個人、法人、団体等も市民としてとらえられるようにしており、「認められる」とは、市長等の判断によるものではなく、一般的にだれからでもア～エに準じていると認められることを意味している。
	津市	(仮称)津市自治基本条例	検討中	市民 本市の区域内に居住し、若しくは通勤し、若しくは通学する者又は市民活動団体若しくは事業者をいう。 市民活動団体 自治会、民間非営利団体その他の地域で活動する団体をいう。 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体(市民活動団体を除く。)をいう。	「市民」について(第1号) 「市民」とは、本市の区域内に住居を有する住民に限らず、市内の事業所や学校に通勤、通学する人もとり、市民活動団体や事業者を含めて市民と定義しています。 「市民活動団体」について(第2号) 「市民活動団体」とは、自治会、民間の非営利団体(「特定非営利活動促進法」で定める団体を始めとする、営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体。いわゆる、NPO。)など、市民生活の向上を目指し市民が自主的に活動する公益的な組織のことをいいます。 「事業者」について(第3号) 「事業者」とは、本市において事業活動を行う個人及び法人その他の団体(市民活動団体を除く。)のことをいいます。
	岸和田市	岸和田市自治基本条例	平成17年8月1日	(1) 市民 市内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。 (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。	「市民」とは、「市内に住んでいるか、働いているか、学んでいるか、それに加えて市内に事業所を置く事業者」をいいます。つまり、市の区域内に住居を有する住民、「住民」は地方自治法の規定と同じものとし、岸和田市に住んでいる人です。市内の企業やNPO等で働く人、市内の学校で学んでいる人、それに加えて市内で事業所や店を設けて事業活動や商売をしている人等も市民とします。 この「市内に事業所を置く事業者」はその事業を行う中で、地域と非常に密着した活動(地域活動にも参加し、協働の関係にある)を行うことも多く、その権利・責務も自然人としての市民に近いので、これも市民とすることにしました。 「事業」とは継続反復して行われる活動をいい、営利目的であるか否かを問いません。したがって非営利的活動を行っているNPOや公益法人が行う活動も「事業」に該当します。 自治基本条例は「市民」として「自治」を進めるための条例なので、事業者もそういう面から捉えるべきだと考えます。事業者のまちづくりに関する権利も責務も明確にしていくのですが、あくまでも自治基本条例で自治に関わっていくべき事業者は、「市内に事業所を置く事業者」ということで「市民」として位置付けることにしました。 「事業者」とは「市内で事業活動を行う者」を指し、市内に事務所を置いていようと市外に事務所を置いていようと構いませんが、とにかく市内で事業活動を行う事業者をいいます。自然人・法人どちらも含まれます。事業活動には営利活動も非営利活動も含まれます。
	寝屋川市	寝屋川市みんなのまち基本条例	平成20年4月1日	市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。	
	宝塚市	宝塚市まちづくり基本条例	平成14年4月1日	「市民の定義」規定なし	

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
10～20万人市	帯広市	帯広市まちづくり基本条例	平成19年4月1日	市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。	様々な活動を行っている人や団体などの知恵や力を、まちづくりに活かすことが必要であることから、市民の範囲を地方自治法第10条に規定されている住民(市内に住所を有する人で、外国人、法人も含む)のみならず、市内に通勤・通学している人や市内で市民活動や事業活動などを行っている人や団体を含めて、定義しています。 市内で市民活動や事業活動を行っている団体とは、町内会、NPO、ボランティア団体をはじめ各種団体、企業など市内に事務所・事業所を有し、活動している団体をいいます。また、市内で市民活動や事業活動を行っている人とは、一定期間、一定時間、市内で過ごし、帯広市を主要な活動拠点としている人を示しています。
	苫小牧市	苫小牧市自治基本条例	平成19年4月1日	市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。	「市民」には、地方自治法第10条に定められた住民(市内に住所を有する人で、法人や外国人を含みます。)のほか、市内に住所を持たないが市内の事業所や学校などで働き、学ぶ人、さらに、市内で事業活動を営む事業所や社会活動を営む法人その他の団体を含むものとしていいます。 このように、まちづくりに関わる市民の範囲を広くしているのは、「住民」に限らず、このまちに暮らし、このまちで活動し、このまちで働く人も通学する人も、子どもも外国人もそれぞれの生活における市との関わりにおいて、まちづくりに関係する存在であるということによります。
	新発田市	市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例	平成19年4月1日	市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。	現在、住んでいる場所が市外であっても、仕事や学校などのために市内に通っている人や、市内を拠点として、まちづくり活動などに取り組んでいる人がいます。 通常、「市民」というと市内に住所を有する個人をいいますが、本条例においては、市に関わりのある方、事業所、団体等もまちづくりを進めていくためには欠かせない存在であるという考えから、その対象を広げ定義しました。
	白山市	(仮称)白山市自治基本条例	検討中	市内に居住する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人)のほか、市内に居住する人、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で事業活動や市民活動などを行っている個人や団体・法人としています。
	甲府市	甲府市自治基本条例	平成19年6月21日	市民 市内に住む人のほか市内で働く人、学ぶ人、事業その他の活動を行う人や団体をいいます。 住民 市内に住所がある人をいいます。	法令においては、住所の有無によって、権利や責務の内容が異なるため、この条例においても、その違いを明確にする必要があります。 このため、甲府市に住所を有する者の用語を「住民」とし、「市民」は、市内に住所を有する人や市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通学している人に加え、市内で市民活動をするなど、さまざまな活動を行っている個人、事業者、団体を示す用語として定めています。
	生駒市	生駒市市民自治基本条例	平成21年4月1日	市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。	
	鳥取市	鳥取市自治基本条例	平成20年10月1日	市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。	市民とは、鳥取市内に住所を有する人「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている団体をいいます。これは、本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決していくためには、住民だけでなく、本市に生活する幅広い人たちが協力し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。
	山口市	山口市協働のまちづくり条例	平成21年4月1日	市内に居住する者並びに市内に通勤又は通学する者及び市内で公共的な活動を行う者又は団体をいう。	地方自治法に定める「住民」のほか、市内で働く人や通学する人、さらに市内で地域活動や市民活動(NPO活動、ボランティア(自ら進んで社会奉仕活動をする)活動)などの公共的な活動を行っている個人や団体を『市民』としています。 この条例では、『市民』を次のように考えています。 市内に居住している者 市内に通勤又は通学している者 市内で公共的な活動をしている者又は団体 このように、『市民』について「住民」を基本に考え、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、山口市に属する幅広い人々が力を合わせていく必要があると考えているからです。
5～10万人市	登別市	登別市まちづくり基本条例	平成17年12月21日	「市民の定義」規定なし	
	千曲市	千曲市まちづくり基本条例	平成19年4月1日	市内に住所を有する者、市内に勤務又は在学する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人等をいう。	
	知立市	知立市まちづくり基本条例	平成17年4月1日	市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。	

先進都市における「自治基本条例(まちづくり基本条例)」に規定する「市民」の定義

類型	都市名	条例の名称	施行年月日	市民の定義	解説等
5万人未満市	都留市	都留市自治基本条例	平成21年4月1日	(1) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。 (2) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。	
	筑後市	(仮称)筑後市自治基本条例	検討中 平成21年度中予定	市民 筑後市の区域内に住所を有する者をいう。 住民 筑後市に住民登録又は外国人登録がある者をいう。	市内に居住する者と、住民登録や外国人登録がある者を、それぞれ「市民」、「住民」という用語で使い分けています。条例の制定や改廃の提案権や住民投票などは、そこに居るだけでなく、一定の要件に合致することで認められるべき権利という考えのもと「住民」を、それら以外の権利や責務については「市民」という用語を使っています。
	由布市	由布市住民基本条例	議会にて否決	(1) 市民とは、市内に住所を有する人又は市内で働き、学び及び活動する人若しくは団体をいう。 (3) 事業者とは、市内において営利を目的とする活動を営む人又は団体をいう。	
特別区	文京区	「文の京」自治基本条例	平成17年4月1日	二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。 三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。	
	中野区	中野区自治基本条例	平成17年4月1日	「区民の定義」規定なし	
	杉並区	杉並区自治基本条例	平成15年5月1日	一 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。 二 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。	
	豊島区	豊島区自治の推進に関する基本条例	平成18年4月1日	(1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。 (2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。 (3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。	
	練馬区	(仮称)練馬区自治基本条例	検討中	区民：住民、区内に在勤・在学する者および活動する者 事業者：区内において事業活動をする者 区民等：区民および事業者	
	足立区	足立区自治基本条例	平成17年4月1日	区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。	